

議案第7号

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和3年2月24日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険条例（平成17年条例第135号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下次項、附則第8項及び第9項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6・7 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>5 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下次項、附則第8項及び第9項において同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）</u>に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6・7 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。